

前より続き

年 度	25	28	29	30	31	32	33	34					
自 動 車 税	(1) 乗用車 ◎普通車 営業用 7人乗まで 10,000円 1人超えるごと に150円加算 自家用 7人乗まで 15,000円 1人超えるごと に200円加算 ◎小型車 営業用四輪車 3,000円 自家用四輪車 4,500円 自動自転車, 二輪車 1,000円 軽自動車 500円 (2) 貨物車 ◎小型四輪車 2,500円 ◎普通車 2 t 以下 7,000円 2 t 超 4 t 以下 10,000円 4 t 超 6 t 以下 13,000円 6 t 超 15,000円 (3) バス (乗車定員で区分) 観光貸切用 20人以下 20,000円 20人超30人以下 25,000円 30人超40人以下 30,000円 40人超50人以下 35,000円 50人超 40,000円 トレーラー 50,000円 その他 20人以下 11,200円 20人超30人以下 14,000円 30人超40人以下 16,800円 40人超50人以下 19,600円 50人超 22,400円 トレーラー 28,000円 (3) 霊きゆう車 6,000円 (4) その他の三 輪車2,000円	(1) 乗用車 ◎普通車 営業用 14,000円 自家用 30,000円 ◎小型車 営業用四輪車 4,200円 自家用四輪車 7,200円 自動自転車, 二輪車 1,400円 軽自動車 700円 (2) 貨物車 ◎小型四輪車 4,200円 ◎普通車 2 t 以下 9,800円 2 t 超 4 t 以下 14,000円 4 t 超 6 t 以下 18,200円 6 t 超 21,000円 (3) バス (乗車定員で区分) 観光貸切用 20人以下 20,000円 20人超30人以下 25,000円 30人超40人以下 30,000円 40人超50人以下 35,000円 50人超 40,000円 トレーラー 50,000円 その他 20人以下 11,200円 20人超30人以下 14,000円 30人超40人以下 16,800円 40人超50人以下 19,600円 50人超 22,400円 トレーラー 28,000円 (4) 霊きゆう車 8,400円 (5) その他の三 輪車2,800円	(1) 乗用車 ◎普通車 (軸距で区 分) 営業用 120インチ以下 15,000円 120インチ超 30,000円 自家用 120インチ以下 36,000円 120インチ超 60,000円 ◎四輪以上の小型車 営業用 8,000円 自家用 16,000円 (2) トラック (最大積載量で区分) ◎揮発油を燃料とするもの 営業用 1 t 以下 4,000円 1 t 超 2 t 以下 6,500円 2 t 超 3 t 以下 9,000円 3 t 超 4 t 以下 11,500円 4 t 超 5 t 以下 14,000円 5 t 超 6 t 以下 16,500円 6 t 超 7 t 以下 19,000円 7 t 超 22,000円 トレーラー 11,500円 ◎その他 (軽油等を燃料とするもの) 揮発油を燃料とするものの税額の1.5倍 (3) バス (乗車定員で区分) ◎揮発油を燃料とするもの 観光貸切用 30人以下 20,000円 30人超40人以下 25,000円 40人超50人以下 30,000円 50人超60人以下 35,000円 60人超 40,000円 トレーラー 28,000円 ◎その他 (軽油等を燃料とするもの) 揮発油を燃料とするものの税額の1.5倍 (4) 三輪の小型車 営業用 3,300円 自家用 4,300円 (5) 二輪の小型車 2,500円 (6) 軽自動車 1,500円 *納税証明書の提出 がないときは, 継続 検査をしないものと された。		*揮発油税 との関連に よる軽油自 動車に対す る重課は軽 油引取税の 創設に伴い 廃止された。 *所有権留 保付自動車 は売主と買 主の共有物 とみなすこ ととされた。		*二輪の 小型車及 び軽自動 車に対す る課税権 が市町村 に移譲さ れ, 市町 村税とし て軽自動 車税が創 設された。						
						自家用 1 t 以下 5,000円 1 t 超 2 t 以下 7,500円 2 t 超 3 t 以下 10,000円 3 t 超 4 t 以下 12,500円 4 t 超 5 t 以下 15,000円 5 t 超 6 t 以下 18,000円 6 t 超 7 t 以下 20,500円 7 t 超 23,500円 トレーラー 12,500円							
						◎その他 (軽油等を燃料とするもの) 揮発油を燃料とするものの税額の1.5倍 自家用は1.53倍							
						◎その他 (軽油等を燃料とするもの) 揮発油を燃料とするものの税額の1.5倍	その他 20人以下 9,000円 20人超30人以下 11,500円 30人超40人以下 14,000円 40人超50人以下 16,500円 50人超60人以下 19,000円 60人超 22,000円 トレーラー 18,000円						
						(30年度) (4) 三輪の小型車 営業用トレーラー 2,700円 営業用その他 3,300円 自家用トレーラー 3,700円 自家用その他 4,300円							
	固定資産税 (特例分)	大規模償却資産に対する課税権の一部を 道府県に移譲することとし, 特例を創設 1.4%											
	軽油引取税	軽油自動車と揮発油自動車との間の燃料に対する 税負担の不均衡を是正し, 道路費用に充てる目的 税として創設 (31年6月1日施行) ・特別徴収義務者交付金交付率 納期内納入分8/1000, 徴収猶予分5/1000 (納税貯蓄組合に交付)			1 k l 6千円	32年4月11日施行 8,000円			34年4月 1日施行 10,400円				
	漁業権税	賃貸料又は認定賃貸料の10% (26年度限りで廃止)											
	家畜税 (法定外普通税)	1頭につき牛・馬 200円, 綿羊・豚 100円			(35年度) 綿羊・豚は課税対象より除外された。 (35年度限りで廃止)								

年 度	36	37	39	40	42
自動車税	<p>(1) 乗用車</p> <p>◎普通車 (軸距で区分)</p> <p>営業用3.048m以下 15,000円</p> <p>営業用3.048m超 30,000円</p> <p>自家用3.048m以下 36,000円</p> <p>自家用3.048m超 60,000円</p> <p>◎四輪以上の小型車 同前</p> <p>(2) トラック (最大積載量等で区分)</p> <p>*営業用・自家用の区分を廃止</p> <p>1 t 以下 5,000円</p> <p>1 t 超 2 t 以下 7,500円</p> <p>2 t 超 3 t 以下 10,000円</p> <p>3 t 超 4 t 以下 12,500円</p> <p>4 t 超 5 t 以下 15,000円</p> <p>5 t 超 6 t 以下 18,000円</p> <p>6 t 超 7 t 以下 21,000円</p> <p>7 t 超 8 t 以下 24,000円</p> <p>8 t 超 1 t 増すごとに 4,000円を加算</p> <p>準乗用車 (最大乗用定員4人以上) は上記税額に5,000円を加算</p> <p>トレーラー</p> <p>小型車の被けん引車 3,200円</p> <p>小型車のけん引車又は普通車の8 t 以下の被けん引車 6,200円</p> <p>普通車の8 t 超の被けん引車 1 t 増すごとに 4,000円を加算</p> <p>普通車のけん引車 12,500円</p> <p>(3) バス (乗用定員で区分)</p> <p>観光貸切用</p> <p>30人以下 20,000円</p> <p>30人超40人以下 25,000円</p> <p>40人超50人以下 30,000円</p> <p>50人超60人以下 35,000円</p> <p>60人超70人以下 40,000円</p> <p>70人超80人以下 45,000円</p> <p>80人超 50,000円</p> <p>トレーラー 28,000円</p> <p>その他</p> <p>30人以下 11,500円</p> <p>30人超40人以下 14,000円</p> <p>40人超50人以下 16,500円</p> <p>50人超60人以下 19,000円</p> <p>60人超70人以下 21,500円</p> <p>70人超80人以下 24,500円</p> <p>80人超 27,500円</p> <p>トレーラー 18,000円</p> <p>(3) 三輪の小型車</p> <p>トレーラー 3,200円</p> <p>その他 3,800円</p>	<p>(1) 乗用車</p> <p>◎普通車 同前</p> <p>◎四輪以上の小型車 (総排気量で区分)</p> <p>営業用</p> <p>10以下 6,000円</p> <p>10超1.50以下 7,000円</p> <p>1.50超 8,000円</p> <p>自家用</p> <p>10以下 12,000円</p> <p>10超1.50以下 14,000円</p> <p>1.50超 16,000円</p>		<p>(1) 乗用車</p> <p>◎普通車 (軸距で区分)</p> <p>営業用</p> <p>3.048m以下 22,500円</p> <p>3.048m超 45,000円</p> <p>自家用</p> <p>3.048m以下 54,000円</p> <p>3.048m超 90,000円</p> <p>◎四輪以上の小型車 (総排気量で区分)</p> <p>営業用 同前</p> <p>自家用</p> <p>10以下 18,000円</p> <p>10超1.50以下 21,000円</p> <p>1.50超 24,000円</p> <p>(3) バス (乗車定員で区分)</p> <p>◎観光貸切用</p> <p>30人以下 30,000円</p> <p>30人超40人以下 37,500円</p> <p>40人超50人以下 45,000円</p> <p>50人超60人以下 52,500円</p> <p>60人超70人以下 60,000円</p> <p>70人超80人以下 67,500円</p> <p>80人超 75,000円</p> <p>トレーラー 42,000円</p> <p>◎その他 同前</p> <p>* 証紙徴収制度が採用された。</p>	<p>(1) 乗用車</p> <p>自家用ロータリーエンジン車 21,000円</p> <p>(3) バス</p> <p>◎営業用 (観光貸切)</p> <p>30人以下 30,000円</p> <p>30人超40人以下 37,500円</p> <p>40人超50人以下 45,000円</p> <p>50人超60人以下 52,500円</p> <p>60人超70人以下 60,000円</p> <p>70人超80人以下 67,500円</p> <p>80人超 75,000円</p> <p>トレーラー 42,000円</p> <p>◎営業用 (その他)</p> <p>30人以下 11,500円</p> <p>30人超40人以下 14,000円</p> <p>40人超50人以下 16,500円</p> <p>50人超60人以下 19,000円</p> <p>60人超70人以下 21,500円</p> <p>70人超80人以下 24,500円</p> <p>80人超 27,500円</p> <p>トレーラー 18,000円</p> <p>◎自家用</p> <p>30人以下 17,200円</p> <p>30人超40人以下 21,000円</p> <p>40人超50人以下 24,700円</p> <p>50人超60人以下 28,500円</p> <p>60人超70人以下 32,200円</p> <p>70人超80人以下 36,700円</p> <p>80人超 41,200円</p> <p>トレーラー 27,000円</p>
	固定資産税 (特例分)				
軽油引取税	36年5月1日施行 1 kℓにつき 12,500円	* 申告納入期限が翌年15日から末日に改められた。	39年4月1日施行 15,000円		

年 度	43	44	47	48	49	50	51
自 動 車 税	(1) 乗用車 ◎四輪以上の小型車 ・営業用電気自動車 6,000円 ・自家用電気自動車 18,000円 (2) トラック 準乗用車の電気自動車 8,000円	(1) 乗用車 ◎四輪以上の小型車 ・営業用ロータリーエンジン車 7,000円 又は 8,000円 ・自家用ロータリーエンジン車 21,000円 又は 24,000円  (単室容量が0.4910のローターの2箇を有するものが低額、0.5730又は0.6550のローターの2箇を有するものが高額)	(3) バス (乗車定員で区分) 営業用・自家用の区分を廃止 ◎一般乗合用 30人以下 11,500円 30人超40人以下 14,000円 40人超50人以下 16,500円 50人超60人以下 19,000円 60人超70人以下 21,500円 70人超80人以下 24,500円 80人超 27,500円 ◎その他 30人以下 20,000円 30人超40人以下 25,000円 40人超50人以下 30,000円 50人超60人以下 35,000円 60人超70人以下 40,000円 70人超80人以下 45,000円 80人超 50,000円  *所有権留保付自動車については、特定の場合売主の納付義務を免除することとされた。 *証紙代金収納計器が導入された。				営業用 自家用 (1) 乗用車 普通車 (軸距で区分) 営業用3.048m以下 26,000円 70,000円 営業用3.048m超 52,000円 117,000円 四輪以上の小型車 (総排気量で区分) 10以下 7,000円 23,500円 10超1.50以下 8,000円 27,500円 1.50超 9,000円 31,500円 ロータリーエンジン車 容積量10以下 8,000円 27,500円 10超 9,000円 31,500円 電気自動車 6,000円 18,000円 (2) トラック (最大積載量等で区分) 1 t 以下 6,000円 6,500円 1 t 超 2 t 以下 8,500円 9,500円 2 t 超 3 t 以下 11,500円 13,000円 3 t 超 4 t 以下 14,500円 16,500円 4 t 超 5 t 以下 17,500円 20,000円 5 t 超 6 t 以下 21,000円 24,000円 6 t 超 7 t 以下 24,500円 28,000円 7 t 超 8 t 以下 28,000円 32,000円 8 t 超 超える1 t までごとに加算 4,500円 5,000円 トレーラー 小型けん引車 7,100円 8,100円 小型被けん引車 3,700円 4,200円 普通車 けん引車 14,400円 16,300円 8 t 以下の被けん引車 7,100円 8,100円 8 t 超の被けん引車 超える1 t までごとに加算 4,500円 5,000円 貨客兼用 加算額 10以下 4,000円 4,500円 10超1.50以下 4,500円 5,000円 1.50超 6,000円 6,500円 電気自動車 8,000円 8,000円 (3) バス (乗車定員で区分) 一般乗合用 30人以下 11,500円 30人超40人以下 14,000円 40人超50人以下 16,500円 50人超60人以下 19,000円 60人超70人以下 21,500円 70人超80人以下 24,500円 80人超 27,500円 その他 30人以下 24,000円 26,000円 30人超40人以下 29,000円 32,500円 40人超50人以下 34,500円 39,000円 50人超60人以下 40,000円 44,500円 60人超70人以下 46,000円 52,000円 70人超80人以下 52,000円 58,500円 80人超 58,000円 65,000円 (4) 三輪の小型車 けん引車 3,700円 4,200円 その他 4,400円 5,000円 (5) 霊きゅう車 11,500円 11,500円 *低公害車の税率は従前どおり据え置き。 *標準税率の1.2倍が制限税率とされた。 *所有権留保付自動車は買主を所有者とみなし、売主には一定要件のもとに第2次納税義務を課することとされた。
	取得価格の3% 免税点 10万円	44年4月9日施行 免税点 15万円	48年1月26日以後取得に適用 *低公害車に対する税率は軽減することとされた。		49年4月1日以後の取得に適用 ・自家用自動車 ・軽自動車以外のもの 5% その他 3% 免税点 30万円	*従来の2期課税が1期課税とされた。 *所有権留保付自動車は、特定の場合を除き買主から徴収することとされた。	*電気自動車に対する軽減措置
自動車取得税	道路費用に充てる目的税として創設 (43年7月1日施行) *収入額の66.5%を県内市町村に対し、市町村道にあん分して交付するものとされた。						
軽油引取税				・特別徴収義務者交付金 交付率 (S48～) 納期内納入分 10/1000 徴収猶予分 5/1000			51年4月1日施行 1 k0につき19,500円

年 度	53	54	55	56	57	58
自動車税	<p>*低公害車に対する税率の軽減措置が廃止された。</p>	<p>営業用 自家用</p> <p>(1) 乗用車 (総排気量で区分)</p> <p>普通車</p> <p>30以下及びロータリーエンジン車</p> <p>24,000円 71,000円</p> <p>30超60以下 26,000円 77,000円</p> <p>60超 52,000円 129,000円</p> <p>四輪以上の小型車</p> <p>10以下 7,000円 25,500円</p> <p>10超1.50以下 8,000円 30,000円</p> <p>1.50超 9,000円 34,500円</p> <p>ロータリーエンジン車</p> <p>容量10以下 8,000円 30,000円</p> <p>10超 9,000円 34,500円</p> <p>電気自動車 6,000円 18,000円</p> <p>(2) トラック (最大積載量等で区分)</p> <p>1 t 以下 6,000円 7,000円</p> <p>1 t 超 2 t 以下 8,500円 10,000円</p> <p>2 t 超 3 t 以下 11,500円 14,000円</p> <p>3 t 超 4 t 以下 14,500円 18,000円</p> <p>4 t 超 5 t 以下 17,500円 22,000円</p> <p>5 t 超 6 t 以下 21,000円 26,000円</p> <p>6 t 超 7 t 以下 24,500円 30,500円</p> <p>7 t 超 8 t 以下 28,000円 35,000円</p> <p>8 t 超 超える1 t までごとに加算 4,500円 5,500円</p> <p>トレーラー</p> <p>小型けん引車 7,100円 8,900円</p> <p>小型被けん引車 3,700円 4,600円</p> <p>普通車</p> <p>けん引車 14,400円 17,900円</p> <p>8 t 以下の被けん引車 7,100円 8,900円</p> <p>8 t 超の被けん引車 超える1 t までごとに加算 3,600円 4,400円</p> <p>貨客兼用加算額</p> <p>10以下 4,000円 4,500円</p> <p>10超1.50以下 4,500円 5,500円</p> <p>1.50超 6,000円 7,000円</p> <p>電気自動車 8,000円 8,000円</p> <p>(3) バス (乗車定員で区分)</p> <p>一般乗合用</p> <p>30人以下 11,500円</p> <p>30人超40人以下 14,000円</p> <p>40人超50人以下 16,500円</p> <p>50人超60人以下 19,000円</p> <p>60人超70人以下 21,500円</p> <p>70人超80人以下 24,500円</p> <p>80人超 27,500円</p> <p>その他</p> <p>30人以下 25,000円 28,500円</p> <p>30人超40人以下 30,500円 35,500円</p> <p>40人超50人以下 36,000円 42,500円</p> <p>50人超60人以下 42,000円 49,500円</p> <p>60人超70人以下 48,000円 57,000円</p> <p>70人超80人以下 54,500円 64,500円</p> <p>80人超 61,000円 72,000円</p> <p>(4) 三輪の小型車</p> <p>けん引車 3,700円 4,600円</p> <p>その他 4,400円 5,500円</p> <p>*普通乗用車の区分が軸距から総排気量となった。</p>				<p>*電気自動車に対する軽減措置は営業用自動車については廃止され自家用自動車については、54年度改正前の税率を適用することとされた。</p>
軽油引取税	54年6月1日施行	1 k ℓにつき24,300円	・特別徴収義務者交付金交付率 (S55～) 納期内納入分 12/1000 徴収猶予分 10/1000	・特別徴収義務者交付金交付率 (S55～) 納期内納入分 12/1000 徴収猶予分 10/1000		
核燃料税 (法定外普通税)			(58年度) 法定外普通税として創設 (58年6月21日施行) 原子炉に挿入された核燃料の価額の7%			

年 度	59	60	
自 動 車 税	<p style="text-align: center;">営業用      自家用</p> <p>(1) 乗用車 (総排気量で区分)</p> <p>普通車</p> <p>30以下及びロータリーエンジン車    25,000円    81,500円</p> <p>    30超60以下                    27,500円    88,500円</p> <p>    60超                              54,500円    148,500円</p> <p>四輪以上の小型車</p> <p>10以下                                7,500円    29,500円</p> <p>10超1.50以下                        8,500円    34,500円</p> <p>1.50超                                9,500円    39,500円</p> <p>ロータリーエンジン車</p> <p>容積量10以下                        8,500円    34,500円</p> <p>    10超                                9,000円    39,500円</p> <p>電気自動車                            7,500円    27,000円</p> <p>(2) トラック (最大積載量等で区分)</p> <p>1 t 以下                                6,500円    8,000円</p> <p>1 t 超 2 t 以下                        9,000円    11,500円</p> <p>2 t 超 3 t 以下                        12,000円    16,000円</p> <p>3 t 超 4 t 以下                        15,000円    20,500円</p> <p>4 t 超 5 t 以下                        18,500円    25,500円</p> <p>5 t 超 6 t 以下                        22,000円    30,000円</p> <p>6 t 超 7 t 以下                        25,500円    35,000円</p> <p>7 t 超 8 t 以下                        29,500円    40,500円</p> <p>8 t 超                                  超える1 t までごとに加算</p> <p>  4,700円    6,300円</p> <p>トレーラー</p> <p>小型けん引車                        7,500円    10,200円</p> <p>小型被けん引車                        3,900円    5,300円</p> <p>普通車</p> <p>けん引車                                15,100円    20,600円</p> <p>8 t 以下の被けん引車</p> <p>  7,500円    10,200円</p> <p>8 t 超の被けん引車</p> <p>  超える1 t までごとに加算</p> <p>  3,800円    5,100円</p> <p>貨客兼用加算額</p> <p>10以下                                4,000円    5,200円</p> <p>10超1.50以下                        4,700円    6,300円</p> <p>1.50超                                6,300円    8,000円</p> <p>電気自動車                            10,500円    12,500円</p> <p>(3) バス (乗車定員で区分)</p> <p>一般乗合用</p> <p>30人以下                              12,000円</p> <p>30人超40人以下                      14,500円</p> <p>40人超50人以下                      17,500円</p> <p>50人超60人以下                      20,000円</p> <p>60人超70人以下                      22,500円</p> <p>70人超80人以下                      25,500円</p> <p>80人超                                29,000円</p> <p>その他</p> <p>30人以下                              26,500円    33,000円</p> <p>30人超40人以下                      32,000円    41,000円</p> <p>40人超50人以下                      38,000円    49,000円</p> <p>50人超60人以下                      44,000円    57,000円</p> <p>60人超70人以下                      50,500円    65,500円</p> <p>70人超80人以下                      57,000円    74,000円</p> <p>80人超                                64,000円    83,000円</p> <p>(4) 三輪の小型車</p> <p>けん引車                                3,900円    5,300円</p> <p>その他                                4,500円    6,000円</p> <p>(5) 霊きゅう車                        12,000円    12,000円</p>	<p>*電気自動車に対する軽減税率が59年度改正前の本則税率とされた。</p>	
	軽油引取税	<p>・特別徴収義務者交付金交付率 (S59～)</p> <p>納期内納入分 18/1000</p> <p>徴収猶予分 15/1000</p>	

年 度	61	62	63	元
自 動 車 税	*メタ ノール 自動車 について電気 自動車 と同様 の軽減 措置が 設けら れた。	*63年自動車排出ガス 規制適合車について、 税率の軽減措置が講じ られた。	*64年自動車排出ガス 規制適合車について、 税率の軽減措置が講じ られた。	(1) 乗用車 ◎自家用 20超2.50以下 45,000円 2.50超 30以下 51,000円 30超3.50以下 58,000円 3.50超 40以下 66,500円 40超4.50以下 76,500円 4.50超 60以下 88,000円 60超 111,000円 ◎営業用 20超2.50以下 13,800円 2.50超 30以下 15,700円 30超3.50以下 17,900円 3.50超 40以下 20,500円 40超4.50以下 23,600円 4.50超 60以下 27,200円 60超 40,700円  *小型乗用車と普通乗用車の 車種区分が廃止された。  *車種区分の廃止により税負 担が増加するディーゼル乗 用車についてその負担の急 増を緩和するための経過措 置が講じられた。  *平成2年自動車排出ガス規 制適合車について税率の軽 減措置が講じられた。
自 動 車 取 得 税	*メタ ノール 自動車 に係る 税率の 軽減措 置が設 けられ た。	*63年自動車排出ガス 規制適合車に係る税率 の軽減措置が講じられ た。	*64年自動車排出ガス 規制適合車に係る税率 の軽減措置が講じられ た。	*平成2年自動車排出ガス規 制適合車に係る税率の軽減 措置が講じられた。
軽 油 引 取 税		・特別徴収義務者交付金交付率 (S62) 納期内納入分 20/1000 徴収猶予分 16/1000	・特別徴収義務者交付金交付率 (S63～) 納期内納入分 22/1000 徴収猶予分 18/1000	課税団体が特約業者又は元売 業者から現実に軽油の引取り を行う者の軽油の引取地所在 の都道府県となった。 (平成元年10月1日施行)
核燃料税 (法定外 普通税)			(63年度) 更新(昭和63年6月21日施行) 税率等は従前のおりとする。	

年 度	2	3	4	5
自 動 車 税	*最新排出ガス規制適合車への買換えに係る特例措置が講じられた。	*平成2年自動車排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置が廃止された。	*ハイブリット自動車に係る税率の軽減措置が講じられた。*昭和63年以降の自動車排出ガス規制適合車への買換えに係る税率の特例措置が講じられた。	*昭和63年以降の自動車排出ガス規制適合車への買換えに係る税率の特例措置について、NOx法の特定地域においては適用しないこととし、施行日以後に主たる定置場をNOx法の特定地域から本県に移動した自動車についても特例措置を適用しないこととした。
自 動 車 取 得 税	免税点 50万円 *最新排出区規制適合車への買換えに係る特例措置が講じられた。	*平成2年自動車排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置が廃止された。*制動装置規制（ABS）適合車の取得に係る税率の特例措置が講じられた。 *ビギーバック輸送用トラックの取得に係る税率の特例措置が講じられた。	*ハイブリット自動車の取得に係る税率の軽減措置が講じられた。*平成5年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率の軽減措置が講じられた。*昭和63年以降の自動車排出ガス規制適合車への買換えに係る税率の特例措置が講じられた。	*平成5年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率の軽減措置が廃止された。 *制動装置規制（ABS）適合車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。 *ビギーバック輸送用トラックの取得に係る税率の特例措置が廃止された。 *平成6年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率の軽減措置が講じられた。 *流通業務効率化事業用自動車の取得に係る税率の軽減措置が講じられた。
軽 油 引 取 税		・特別徴収義務者交付金交付率（H3～） 納期内納入分 25/1000 徴収猶予分 23/1000	*一定の指定自動車教習所内で使用する特定の自動車の動力源軽油について課税を免除することとなった。	平成5年12月1日施行 1klにつき32,100円
核燃料税 (法定外 普通税)				更新（平成5年6月21日施行）。税率等は従前のおりとする。

年 度	6	7	8	9
自動車税	*昭和54年自動車排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置が廃止された。	*電気自動車, 天然ガス自動車, メタノール自動車及びハイブリット自動車に係る税率の特例措置が廃止された。		
自動車取得税	*昭和54年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。 *制動装置規制 (ABS) 適合車の取得に係る税率の特例措置が講じられた。	*電気自動車, 天然ガス自動車, メタノール自動車及びハイブリット自動車の取得に係る税率の特例措置を拡充し, その適用期限を2年間延長することとなった。 *平成6年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。 *流通業務効率化事業用自動車の取得に係る税率の特例措置を2年間延長することとなった。	*電気自動車, 天然ガス自動車, メタノール自動車及びハイブリット自動車の取得に係る税率の特例措置を拡充した。 *制動装置規制 (ABS) 適合車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。 *平成9年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率の特例措置が講じられた。	*電気自動車, 天然ガス自動車, メタノール自動車及びハイブリット自動車の取得に係る税率の特例措置の適用期限を2年間延長することとなった。 *流通業務効率化事業用自動車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。 *平成10年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率の特例措置が講じられた。
軽油引取税		*一定の指定自動車教習所内で使用する特定の自動車の動力源軽油に係る課税の免除を3年間延長することとなった。 ・特別徴収義務者交付金交付率 (H7~) 納期内納入分 25/1000 徴収猶予分 25/1000		
核燃料税 (法定外普通税)				



年 度	10	11	12
自動車税			<p>特殊用途車</p> <p>◎靈きゆう車 12,000円</p> <p>◎キャンピング車 (総排気量で区分)</p> <p>10以下 23,600円</p> <p>10超1.50以下 27,600円</p> <p>1.50超 20以下 31,600円</p> <p>20超2.50以下 36,000円</p> <p>2.50超 30以下 40,800円</p> <p>30超3.50以下 46,400円</p> <p>3.50超 40以下 53,200円</p> <p>40超4.50以下 61,200円</p> <p>4.50超 60以下 70,400円</p> <p>60超 88,800円</p> <p>(平成13年4月1日施行)</p> <p>*七ヶ宿町、鳴子町における積雪軽減税率適用の特例措置が廃止された。 (平成14年4月1日施行)</p>
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率及び免税点の特例措置の適用期限を5年間延長する措置が講じられた。(平成15年3月31日まで)</li> <li>ハイブリット自動車に係る税率の特例措置についてバス・トラックについては2.4%、その他の自動車については2%税率を軽減する措置が2年間に限り講じられた。(平成10年4月1日から平成12年3月31日まで)</li> <li>平成11年自動車排出ガス規制適合自動車の取得について、その税率を本来適用される税率から次に掲げる率を控除する特例措置が講じられた。 平成10年4月1日から平成11年9月30日まで 1/100 平成11年10月1日から平成12年2月29日まで 0.1/100</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年及び平成10年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。</li> <li>電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車の取得に係る税率の特例措置を拡充し、その適用期限を2年間延長することとなった。</li> <li>ハイブリット自動車の取得に係る税率の特例措置を拡充した。</li> <li>低燃費自動車の取得に係る税率の特例措置を拡充した。(平成11年4月1日から平成13年3月31日までの取得に限り、取得価額から30万円を控除する)</li> <li>平成12年自動車排出ガス規制適合自動車の取得について、その税率を本来適用される税率から次に掲げる率を控除する特例措置が講じられた。 平成11年4月1日から平成12年9月30日まで 1/100 平成12年10月1日から平成13年2月28日まで 0.1/100</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年自動車排出ガス規制適合自動車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。</li> <li>ハイブリット自動車の取得に係る税率の特例措置の適用期限が1年延長された。</li> <li>平成13年自動車排出ガス規制適合自動車の取得について、その税率を現行税率から次に掲げる率を控除する特例措置が講じられた。 平成12年4月1日から平成13年9月30日まで 1/100 平成13年10月1日から平成14年2月28日まで 0.1/100</li> </ul>
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率の特例措置の適用期限を5年間延長する措置が講じられた。(平成15年3月31日まで)</li> <li>免税軽油の引取等に係る報告義務制度が創設された。(平成10年10月1日施行)</li> <li>元売業者等の備付ける帳簿について、電磁的記録の備付けをもって帳簿の備付けに代えることができる特例措置が講じられた。(平成10年7月1日施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特約業者が製造又は輸入した軽油を自ら消費する場合について、軽油引取税を課することとした。(平成11年4月1日施行)</li> <li>元売業者、特約業者及び軽油製造業者以外の者が行う軽油の輸入等に係る報告制度が創設された。(平成11年4月1日施行)</li> </ul>	<p>軽油の引取りが複雑な経路を有することその他特別の事情により調査が困難と認められる事案の調査権限を仙台中央県税事務所長に委任することとした。 (平成12年7月10日施行)</p>
核燃料税	<p>更新(平成10年6月21日施行) 税率等は従前のおりとする。</p>	<p>用語等の整理を行った。 (平成12年3月21日施行)</p>	
その他	<p>納税管理人について、地方県事務所長等の承認又は認定を得たときには課税地所轄外に住所等を有する者を納税管理人として定めること又は管理人を定めることを要しないものとする事とした。</p>	<p>延滞金の割合について、当分の間、公定歩合に連動させた引き下げの特例措置を講じることとした。 (平成12年1月1日施行)</p>	<p>中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)の公布により自治省が総務省に改められたことに伴う用語等の整理を行った。 (平成13年1月6日施行)</p>

年 度	13	14
自動車税	<p>◎自動車税のグリーン化</p> <p>*環境負荷の大きい自動車 平成13年度及び平成14年度に新車新規登録から11年（ガソリン車については13年）を経過した自動車について、翌年度以降税率の概ね10%を重課する特例を講ずることとした。</p> <p>*環境負荷の小さい自動車 平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された次の自動車について、登録の翌年度及び翌々年度に次の措置を講ずることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能のよい自動車で一定の低燃費基準を満たすもの及び低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%軽課</li> <li>最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能のよい自動車で一定の低燃費基準を満たすもの 概ね25%軽課</li> <li>最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能のよい自動車で一定の低燃費基準を満たすもの 概ね13%軽課</li> </ul> <p>◎自動車の標準税率に乗用車、トラック、バス及び三輪の小型自動車に係る税率区分が定められた。</p>	
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリット自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成15年3月31日まで延長することとした。</li> <li>一定の低燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能のよい一定の低燃費基準を満たす自動車に限定した上、その適用期限を平成14年3月31日まで延長することとした。</li> <li>平成12年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。</li> <li>改正NOx法特定地域外で一定の排出基準に適合しない自動車の買換えに係る特例措置を講じた。 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで 軽減率 0.5%</li> <li>平成14年自動車排出ガス規制適合自動車の取得についてその税率を現行税率から次に掲げる率を控除する特例措置が講じられた。 平成13年4月1日から平成14年9月30日まで 1/100 平成14年10月1日から平成15年2月28日まで 0.1/100</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の低燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能のよい一定の低燃費基準を満たす自動車に限定した上、その適用期限が平成15年3月31日まで延長された。</li> <li>平成13年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。</li> <li>平成15年自動車排出ガス規制適合自動車の取得についてその税率を現行税率から次に掲げる率を控除する特例措置が講じられた。 平成14年4月1日から平成15年9月30日まで 1/100 平成15年10月1日から平成16年2月29日まで 0.1/100</li> </ul>
軽油引取税	<p>軽油の輸入に係る課税の適正化を図るため、特約業者及び元売業者以外の者が行う軽油の輸入については、保税地域から引き取るときまでに課税するものとし、申告納付期限を当該軽油の輸入の時までとすることとした。（平成13年6月1日以降の輸入から適用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収義務者交付金交付率（H14～） 納期内納入分 22.5/1000 徴収猶予分 22.5/1000</li> </ul>
核燃料税		
その他		

年 度	15	16
自動車税	<p>◎自動車税のグリーン化</p> <p>*環境負荷の大きい自動車 平成15年度に新車新規登録から11年(ガソリン車(LPG車を含む)については11年)を経過した自動車について、税率の概ね10%を重課する特例措置(電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く)が16年度以後について講じられた。</p> <p>*環境負荷の小さい自動車 平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について税率の概ね50%を軽減する措置が、平成16年度について講じられた。</p>	<p>◎自動車税のグリーン化</p> <p>*環境負荷の大きい自動車 平成16年度及び17年度に新車新規登録から11年(ガソリン車(LPG車を含む)については13年)を経過した自動車について税率の概ね10%を重課する特例措置(電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く)が17年度以後について講じられた。</p> <p>*環境負荷の小さい自動車 平成16年度及び17年度に新車新規登録された自動車のうち次に掲げるものについて、当該登録の翌年度に税率を軽減する特例措置が講じられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準をみたすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車並びにメタノール自動車について概ね50%を軽減</li> <li>平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準をみたすものについて概ね25%を軽減</li> <li>平成17年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準をみたすものについて概ね25%軽減</li> </ul>
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率の特例措置の適用期限を5年間延長する措置が講じられた。(平成20年3月31日まで)</li> <li>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限が平成17年3月31日まで延長された。</li> <li>平成15年又は平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量はその許容限度より75%以上少ない一定の自動車の取得に係る税率は、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に取得される自動車にあっては、1.5%を控除した率とされた。</li> <li>免税点の適用期限が平成20年3月31日までとされた。</li> <li>一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車に限定した上、その適用期限が平成16年3月31日まで延長された。</li> <li>平成16年度自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に取得される自動車にあっては、税率から1%を控除した率とされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年自動車排出ガス基準に適合したディーゼル自動車のうち平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に取得があったものについて、乗用車以外のものは2%、乗用車は1%をそれぞれ税率から控除することとされた。</li> <li>燃費基準を満たす自動車等の取得に係る課税標準の特例措置について、重点化したうえ2年間延長された。</li> <li>平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよく一定の低燃費基準をみたすものについては価額から30万円控除</li> <li>平成17年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよく一定の低燃費基準をみたすもの及び平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよくかつ燃費基準を満たすものについては価額から20万円控除</li> <li>平成15年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止する。</li> </ul>
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率の特例措置の適用期限を5年間延長する措置が講じられた。(平成20年3月31日まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造等の承認を受ける義務に違反して製造された不正軽油について、納税義務者が特定できない等の場合に、当該不正軽油の実際の製造者及び当該不正軽油の製造に係る施設の所有者のうち、当該施設を納税義務者又は製造者に貸し付けた者等は連帯納税義務を負うこととした。</li> <li>軽油引取税に係る罰則の強化を行うこととした。</li> </ul>
核燃料税(法定外普通税)	更新(平成15年6月21日施行) 税率を10%とすることとした。	
産業廃棄物税(法定外目的税)		<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税することとした。(平成17年4月1日施行) 納税義務者：中間処理業者を含む排出事業者 税率：1トンにつき1,000円 最終処分業者による特別徴収とし、3ヶ月毎に申告納入</li> </ul>
その他		

年 度	17	18
自動車税	<p>・賦課期日以後に主たる定置場又は自動車の所有者の変更に伴う県境を越える自動車の転出入があった場合においては、当該年度の末日に当該変更があったものとみなし、月割計算を廃止することとした。（平成18年4月1日から施行）</p>	<p>・自動車の所有者の変更があった場合で、一方が非課税等の場合に限り月割課税を行う際の徴収方法を、証紙徴収から普通徴収に変更する。</p> <p>◎自動車税のグリーン化</p> <p>*環境負荷の大きい自動車 新規新車登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス車、メタノール車、一般乗合バス、被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後、税率を概ね10/100重課する特例を講じた。</p> <p>・ガソリン車又はLPG車で平成7年3月31日までに新車新規登録を受けたもの・・・登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度</p> <p>・ディーゼル車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの・・・登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度</p> <p>*環境負荷の小さい自動車 平成18年度及び19年度に新車新規登録された次の自動車について、登録の翌年度に次の措置を講じた。</p> <p>・平成17年排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準10%向上 ・・・・・・・・・・25%軽課</p> <p>・平成17年排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準20%向上 ・・・・・・・・・・50%軽課</p> <p>・電気自動車、天然ガス車、メタノール自動車・・・・50%軽課</p>
自動車取得税	<p>・電気自動車、天然ガス車、メタノール自動車及びハイブリット自動車に係る税率の特例措置の適用期間が平成19年3月31日まで延長された。</p> <p>・平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車（ディーゼル車に限る。）のうち、乗用車を除く自動車について、当該自動車の取得が平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときは税率から100分の1控除することとされた。</p> <p>・超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度に基づき認定を受けた自動車に係る税率を100分の1.5軽減する特例措置を廃することとした。</p> <p>・平成16年度自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。</p>	<p>低燃費かつ低排出ガス認定車に係る特例措置を2年延長した。</p> <p>・平成17年排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準10%向上 ・・・・・・・・・・取得価額から15万円控除</p> <p>・平成17年排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準20%向上 ・・・・・・・・・・取得価額から30万円控除</p> <p>ディーゼルバス・トラック等に係る特例措置を創設した。</p> <p>・平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの・・・・・・・・税率を1%軽減</p> <p>・平成17年重量車排出ガス保安基準よりも10%以上排出量が少なく、かつ平成27年度燃費基準を満たすもの・・・税率を2%軽減 (これらの特例創設に伴い、これまでの新長期規制適合車に対する特例措置を廃止した。)</p>
軽油引取税	<p>・夜間に臨検、捜索又は差押えをすることができる税目に、軽油引取税を追加することとした。</p>	
核燃料税（法定外普通税）		
産業廃棄物税（法定外目的税）		
その他		

年度	19	20
自動車税		<p>◎自動車税のグリーン化</p> <p>*環境負荷の大きい自動車 平成20年度及び21年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（LPG車を含む）については13年）を経過した自動車について税率の概ね10%を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く）が講じられた。</p> <p>*環境負荷の小さい自動車 平成20年度及び21年度に新車新規登録された自動車のうち次に掲げるものについて、当該登録の翌年度に税率を軽減する特例措置が講じられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年自動車排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準15%以上向上・・・・・・・・税率を概ね25%軽減</li> <li>・平成17年自動車排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準25%以上向上・・・・・・・・税率を概ね50%軽減</li> </ul> <p>・構造等変更検査時にも納税確認を行うこととした。（平成22年4月1日から適用。）</p>
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長した。</li> <li>・天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、排出ガス要件を付加した上、適用期限を2年延長した。</li> <li>・ハイブリット自動車に係る税率の特例措置について、排出ガス要件及び燃費性能要件を付加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長した。</li> <li>・メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止した。</li> </ul>	<p>低燃費かつ低排出ガス認定車に係る特例措置を講じた。（平成20年5月1日から平成22年3月31日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準15%以上向上・・・・・・・・取得価額から15万円控除</li> <li>・平成17年排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準25%以上向上・・・・・・・・取得価額から30万円控除</li> </ul> <p>税率を取得価額の5%（本則3%）とした。（軽自動車を除く自家用自動車に限る。平成20年5月1日から平成30年3月31日まで。）</p> <p>免税点を取得価額の50万円以下とする特例措置を平成30年3月31日まで延長した。</p> <p>ディーゼルバス・トラック等に係る特例措置を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量が12tを超えるもの 平成21年自動車排出ガス保安基準に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの・・・・・・・・税率を2%軽減 ※ただし、平成21年10月1日～平成22年3月31日は1%軽減</li> <li>・車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの 平成22年自動車排出ガス保安基準に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの・・・・・・・・税率を2%軽減</li> <li>・車両総重量が3.5t以下の乗用車 平成21年自動車排出ガス保安基準に適合するもの・・・・・・・・税率を1%軽減 ※ただし、平成21年10月1日～平成22年3月31日は0.5%軽減</li> </ul>
軽油引取税	<p>・特別徴収義務者交付金交付率（H19～） 納期内納入分 23.5/1000 徴収猶予分 22.5/1000</p>	<p>・税率を1kℓにつき32,100円（本則：1kℓにつき15,000円）とした。（平成20年5月1日から平成30年3月31日まで）</p>
核燃料税（法定外普通税）		<p>更新（平成20年6月21日施行） 税率を12%とすることとした。</p>
産業廃棄物税（法定外目的税）		
その他		

年 度	21	22	23
自動車税		<p>◎自動車税のグリーン化</p> <p>*環境負荷の大きい自動車 平成22年度及び23年度に新車新規登録から11年（ガソリン車(LPG車を含む)については13年)を経過した自動車について税率の概ね10%を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く）が講じられた。</p> <p>*環境負荷の小さい自動車 平成22年度及び23年度に新車新規登録された自動車のうち次に掲げるものについて、当該登録の翌年度に税率を軽減する特例措置が講じられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年自動車排出ガス規制75%以上低減、平成22年度燃費基準25%以上向上・・・・・・・・税率を概ね50%軽減</li> <li>・電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス車、プラグインハイブリット車・・・・税率を概ね50%軽減</li> </ul>	
自動車取得税	<p>・目的税から普通税に改め、使途制限を廃止した。</p> <p>環境への負荷の小さい自動車（新車に限る）の取得に係る自動車取得税について、3年間に限り、現行の特例措置に代えて、以下のとおり特例措置を講ずる。（平成21年4月1日～平成24年3月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車、ハイブリッド自動車等 … 免除</li> <li>・☆☆☆☆かつ平成22年度燃費基準+25%達成車 … 75%軽減</li> <li>・車両総重量が3.5tを超えるディーゼルバス・トラック等で平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの … 75%軽減</li> <li>・☆☆☆☆かつ平成22年度燃費基準+15%達成車等 … 50%軽減</li> <li>・車両総重量が3.5tを超えるディーゼルバス・トラック等で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの … 50%軽減</li> </ul> <p>（注）「☆☆☆☆」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車</p> <p>※環境への負荷の小さい中古自動車に係る自動車取得税についても、税率の特例措置を講ずる。</p>	<p>・暫定税率は廃止した上で、当分の間、現行の税率水準（5%）を維持する。</p>	
軽油引取税	<p>・目的税から普通税に改め、使途制限を廃止する。</p> <p>・エチレンその他の石油化学製品を製造する者がその原料の用途に供する軽油に係るものは引き続き地方税法本則による措置とし、その他のものは3年間の措置としたうえ、存続する。</p>	<p>・暫定税率は廃止した上で、当分の間、現行の税率水準（32,100円/キリットル）を維持する。</p> <p>・原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を創設する。（指標となるガソリン価格の平均が連続3ヵ月にわたり160円/リットルを超える場合に停止し、その後3ヵ月にわたり130円/を下回る場合は、復元する。）</p>	<p>・原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分の課税を停止する特例措置を、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p>
核燃料税（法定外普通税）			
産業廃棄物税（法定外目的税）	<p>更新（平成22年3月31日施行） 税率等は従前のとおりとする。</p>		
その他			

年 度	23 東日本大震災に係る措置等
自 動 車 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災代替自動車に係る自動車税の非課税 東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災自動車の所有者等が当該被災自動車に代わるものとして道府県知事が認める自動車を取得した場合においては、当該自動車に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税。</li> <li>・警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税 警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わるものとして道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税。</li> <li>・警戒区域内自動車に対する自動車税の特例 警戒区域内にある自動車で用途廃止を事由とした永久抹消登録等がなされた自動車に対しては、平成23年3月1日にさかのぼって自動車税が課されない。</li> <li>・自動車持出困難区域内自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税 自動車持出困難区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車にかかる平成24年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税。</li> <li>・自動車持出困難区域内自動車に対する自動車税の特例 自動車持出困難区域内にある自動車で用途廃止を事由とした永久抹消登録等がなされた自動車に対しては、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日に遡って自動車税が課されない。</li> <li>・被災自動車に対する自動車税の減免 納税者が災害により所有する自動車に損傷を受けたこと、交通が途絶されたことその他これらに類する理由によって自動車の運行ができなくなった期間が15日を超えるときは（平成23年6月27日以前に発生した災害による損傷が理由の場合は10日）当該自動車の税額÷12×運行できなかった月数で算出される額が減免。</li> </ul>
自 動 車 取 得 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税 東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税が非課税。</li> <li>・警戒区域内自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税 次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を同日から平成26年3月31日までに取得した場合には、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税が非課税。</li> <li>イ 警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの</li> <li>ロ 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒区域設定指示区域にあった自動車で、当該警戒区域設定指示が解除された日から2月以内に用途を廃止し又は引き取り業者に引き渡したもの</li> <li>ハ 警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、移動させた非日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの</li> <li>・自動車持出困難区域内自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税 次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を同日から平成26年3月31日までに取得した場合には、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税が非課税となる。</li> <li>イ 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続して自動車持出困難区域内にあった自動車で、当該持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの</li> <li>ロ 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して自動車持出困難区域にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引き取り業者に引き渡したもの</li> <li>ハ 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの</li> </ul>